

第5 移動の支援を受けるには

1 駐車禁止規則の適用除外

窓口 管轄の警察署

次表の障害程度に該当し、歩行困難な方などが使用中の車両で、「駐車禁止除外指定車標章」を掲示しているものは、道路標識により駐車を禁止した場所での駐車禁止規制の適用が除外されます。

（※ただし、交差点及び交差点の側端から5メートル以内の場所等、標章を掲出していても駐車違反となる場合があります。）

障 害 種 別		障害の級別
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障害		2 級及び 3 級
平衡機能障害		3 級
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由		1 級から 4 級までの各級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の	上肢機能	1 級及び 2 級（－上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
非進行性脳病変による運動機能障害	移動機能	
心臓機能障害		1 級及び 3 級
腎臓機能障害		1 級及び 3 級
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸機能障害		1 級及び 3 級
小腸機能障害		1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級
知的障害		A 1（最重度）、A 2（重度） ※ 15 頁参照
精神障害		1 級

2 移動支援事業の実施

窓口 市町村障害福祉担当課

地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者（児）に対して、ガイドヘルパーの派遣等により外出のための支援を行います。